

第5節 土壤汚染対策

1 土壤汚染の概況

市街地の土壤汚染としては、地下水調査及び土地改変を契機とした土壤調査により、平成9年度から平成11年度の間14箇所（神戸市4、尼崎市8、芦屋市1、伊丹市1）で土壤の汚染に係る環境基準を超える汚染（汚染物質：テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、鉛、砒素、六価クロム、セレン）について、県及び政令市が確認した。

なお、当地域内には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域として指定されている地域はない。

2 土壤汚染対策

汚染土壤については、これまで「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針（環境省）」に基づいて汚染区域の土地所有者等に指導を行い、汚染土壤の除去、土壤ガス吸引法等の現地の状況に応じた汚染回復対策が実施されてきた。

一方、近年、土地開発等の際に工場等の跡地で汚染が判明したり、地下水常時監視により判明する事例が多くなっていることから、土壤汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壤汚染対策法が平成14年5月に公布され、平成15年1月に施行される予定となっている。

今後は、同法に基づく土壤汚染状況調査や健康被害対策等が確実に行われるよう、土地所有者等に対する指導等を適切に行っていく。